

会員規約0001号
制定 2013年 7月 3日
制定 2014年 4月 1日
制定 2019年10月 1日

医薬品マスタに関する会員規約

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会

本規約は、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会医事コンピュータ部会の会員(以下「甲」という)が一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会医事コンピュータ部会(以下「乙」という)から提供を受ける医薬品マスタに関してのものである。医薬品マスタの提供以外のサービスを受ける場合には適用しない。

第1条 提供をうける資格

甲は乙が別途定める文書により申告を行うことによって、医薬品マスタ会員(甲)となることができる。

(2) 甲は本規約の第6条に規定する医薬品マスタ情報提供料を乙に納入しなければならない。

第2条 医薬品マスタの使用

乙は甲に対し乙が提供する医薬品マスタの使用を許諾する。

(2) 甲は乙が提供する医薬品マスタを使用して、甲の医療・保健・福祉に関する情報処理システムの納入先(以下「ユーザ」という)に対し、医薬品マスタの一部または全部を、複製または加工して提供し、ユーザ業務等の効果的な運用を図ることができる。

第3条 医薬品マスタの提供

薬価改正が告示された場合、乙は甲に対しすみやかにホームページにより改正医薬品マスタを提供する。

(2) 乙は第1項の規定に拘わらず、小規模の薬価改正に対しては、改正された薬価の内容を記載したホームページで医薬品マスタの提供に代えることができる。

(3) 乙は第1項の規定に拘わらず、薬価改正が告示されない場合でも、ホームページでの提供が必要と判断した場合には、ホームページにて提供することがある。その際、甲はそれを受け入れるものとする。

第4条 仕様書

乙は医薬品マスタの仕様書を内容変更のつど甲に提供する。

第5条 開示の禁止

甲は医薬品マスタの内容をユーザ以外には開示しないとするとともに、ユーザに対し第三者に開示しないことを求めるものとする。但し、乙の文書による事前の同意を得た場合はこの限りではない。

第6条 医薬品マスタ情報提供料

甲の年度あたりの医薬品マスタ情報提供料は、甲が乙の医薬品マスタの全部又は一部を複製して提供する最終ユーザ数に応じ、下記のポイントによって算定した金額とする。このポイント合計に端数が生じた場合には少数点以下を四捨五入してポイントとする。なお、年度の扱いは当年4月1日から翌年3月末日迄の期間とする。

また、甲が乙に支払う医薬品マスタ情報提供料は、提供された医薬品マスタが適用される年度を対象とする。

提供先ごとのポイント

歯科診療所	0.5ポイント
医科診療所	1ポイント
一般調剤薬局	2ポイント
一般病院、施設基準薬局	5ポイント
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	10ポイント

注1：共通マスタファイルで複数の医療機関を処理する場合は、その医療機関の種別ごとに上記ポイントを合算した合計ポイントの100分の50ポイントとする。

注2：上記以外が生じた場合は甲乙協議により定める。

ランク	甲の会員ごとのポイントの範囲	情報提供料/年 (消費税含)
①	0～49	207,800円/年
②	50～99	313,400円/年
③	100～399	522,300円/年
④	400～999	626,700円/年
⑤	1,000～1,499	731,200円/年
⑥	1,500～1,999	835,600円/年
⑦	2,000～2,999	1,044,500円/年
⑧	3,000～4,999	1,357,800円/年
⑨	5,000～6,999	1,775,600円/年
⑩	7,000～9,999	2,298,900円/年
⑪	10,000以上	3,447,800円/年

(2) 甲は年度の最初に自社のポイントを乙に申し出る。甲の医薬品マスタ情報提供料の額は乙が甲のポイントを了承することにより前項の規定によって決定し、同一年度内は原則として変更しない。

(3) 甲が申し出たポイントに関し、乙は甲がその根拠とした提供先に関する資料を請求する事ができるものとする。なお、乙は提供を受けた資料の管理に関しては慎重を期するものとする。

(4) 薬価変更が小規模であったため当該年度は第3条第2項のデータ等の提供のみであった年度においても、医薬品マスタ情報提供料は納入するものとする。

(5) 年度の途中において医薬品マスタ会員となった場合も、その年度の医薬品マスタ情報提供料は納入するものとする。

第7条 担保責任

医薬品マスタの内容に関して誤りが判明したときは、乙は速やかに文書等を以て甲に通知する。また、甲が医薬品マスタについての乙の責に帰すべき瑕疵を発見したときは速やかに文書等を以て乙に通知する。この場合乙は医薬品マスタ自体の修正を次回の医薬品マスタ提供時にあわせて行うものとする。

(2) 甲は医薬品マスタの提供を受けた後、ただちに検査し、瑕疵を申し出なかった場合は、これを理由に発生した損害の賠償などの請求を乙に対してできないものとする。

(3) 乙は乙の医薬品マスタの使用に関し、甲および甲のユーザに生じた損失に対する賠償の責は負わないものとする。

第8条 資格の喪失と損害賠償

甲が次の各号に該当する場合は医薬品マスタ会員の資格を喪失する。

- ① 本規約の内容に反したとき。
- ② 第6条に定める医薬品マスタ情報提供料を2年度にわたって滞納したとき。
- ③ 部会員の資格を喪失したとき。

(2) 前項第1号において乙に損害が発生した場合、甲は乙の損害を賠償する責を負うものとする。

第9条 本規約の改正

この規約は医事コンピュータ部会の本委員会において改正することができるものとし、その結果についてはホームページを通じて会員に公開するものとする。

第10条 提供先の例外規定

第2条第2項の規定に拘わらず、甲は医療・保健・福祉に関する情報処理システムの納品先以外にも乙の医薬品マスタの一部または全部を加工して供給することができる。

但し、この場合においては甲の供給先ごとのポイントは第6条の定めによるものを下表のように

1. 5倍とし、その合計に端数が生じる場合は小数点以下を四捨五入してポイントとする。

また、この場合甲は医薬品マスタの提供先を乙に報告するものとするが、乙はその内容の管理には慎重を期するものとする。

(2) その他の規約については、本規約を適用することとする。

提供先ごとのポイント

歯科診療所	0.75ポイント
医科診療所	1.5ポイント
一般調剤薬局	3ポイント
一般病院、施設基準薬局	7.5ポイント
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	15ポイント

以上